

# 令和2年度における環境配慮契約法 基本方針等の検討状況等

- I. 電気の供給を受ける契約
- II. 自動車の購入等に係る契約
- III. 建築物に係る契約
- IV. 産業廃棄物の処理に係る契約

令和3年1月22日

# 温室効果ガス削減目標の達成に向けた環境配慮契約法の役割①

パリ協定の採択（2015年12月12日）・発効（2016年11月4日）

- 2030年度26%削減（2013年度比）の達成と長期的な目標に向けた**総合計画としての「地球温暖化対策計画」**及び政府として率先して取り組むべき**先導的な対策を盛り込んだ「政府実行計画」**の策定（平成28年5月13日閣議決定）

## 地球温暖化対策計画

### 【地球温暖化対策の目指す方向】

- 我が国の約束草案で示す**2030年度26%削減**目標の確実な達成
- 長期的目標である**2050年80%削減**を見据えた戦略的取組の実施
- **世界全体**の温室効果ガス排出削減への**最大限の貢献**

### 【地球温暖化対策の基本的考え方】

環境・経済・社会  
の統合的向上

約束草案の対策の  
着実な実行

パリ協定への対応

研究開発の強化と  
世界への貢献

全ての主体の参加  
透明性の確保

計画の  
不断の見直し

## 政府実行計画

### 【目標】

- **2030年度**の排出量を政府全体で**40%削減**
- 中間目標として**2020年度**に**10%削減**

### 【主な対策・施策】

省エネルギー診断実施、運用改善・対策導入  
ビルのエネルギー管理システム（BEMS）の  
導入等エネルギー消費の見える化及び最適化  
LED照明、次世代自動車の率先導入  
**再生可能エネルギーの計画的な有効利用**  
**環境配慮契約法の基本方針に則り、温室効果  
ガス排出係数の低い小売電気事業者を選択**

**2030年度の目標達成に向けた環境配慮契約の推進は重要な論点**

## 温室効果ガス削減目標の達成に向けた環境配慮契約法の役割②

### 2050年カーボンニュートラル宣言への対応

- 令和2年10月、菅総理は、第203回国会における所信表明演説において、「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言するとともに、「成長戦略の柱に経済と環境の好循環を掲げて、グリーン社会の実現に最大限注力」すること、「積極的に温暖化対策を行うことが、産業構造や経済社会の変革をもたらし、大きな成長につながるという発想の転換が必要」との発言があったところ。
- カーボンニュートラル宣言を受けて、温対計画や政府実行計画等、関連する法・制度・計画等の検討・見直し等が順次行われつつあるところ。



- カーボンニュートラル実現に向けて国等が実施すべき率先行動の一つとして、環境配慮契約の実施は極めて重要
- 環境配慮契約法に基づく基本方針においては、その要件について今後も適切に設定してまいりたい

# I. 電気の供給を受ける契約

## 令和2年度の検討事項

### 1. 更なる効果的な環境配慮契約の検討及び実施

- ① 排出係数しきい値の引下げ
- ② 加点項目の整理
- ③ 再エネ比率の向上に資する取組
- ④ 総合評価落札方式の導入可能性

### 2. 環境配慮契約未実施機関への対応

### 3. 非化石価値取引市場から調達した非FIT非化石証書の評価

電力専門委員会を設置・検討

## 令和2年度の検討概要

### 1. 更なる効果的な環境配慮契約の検討及び実施

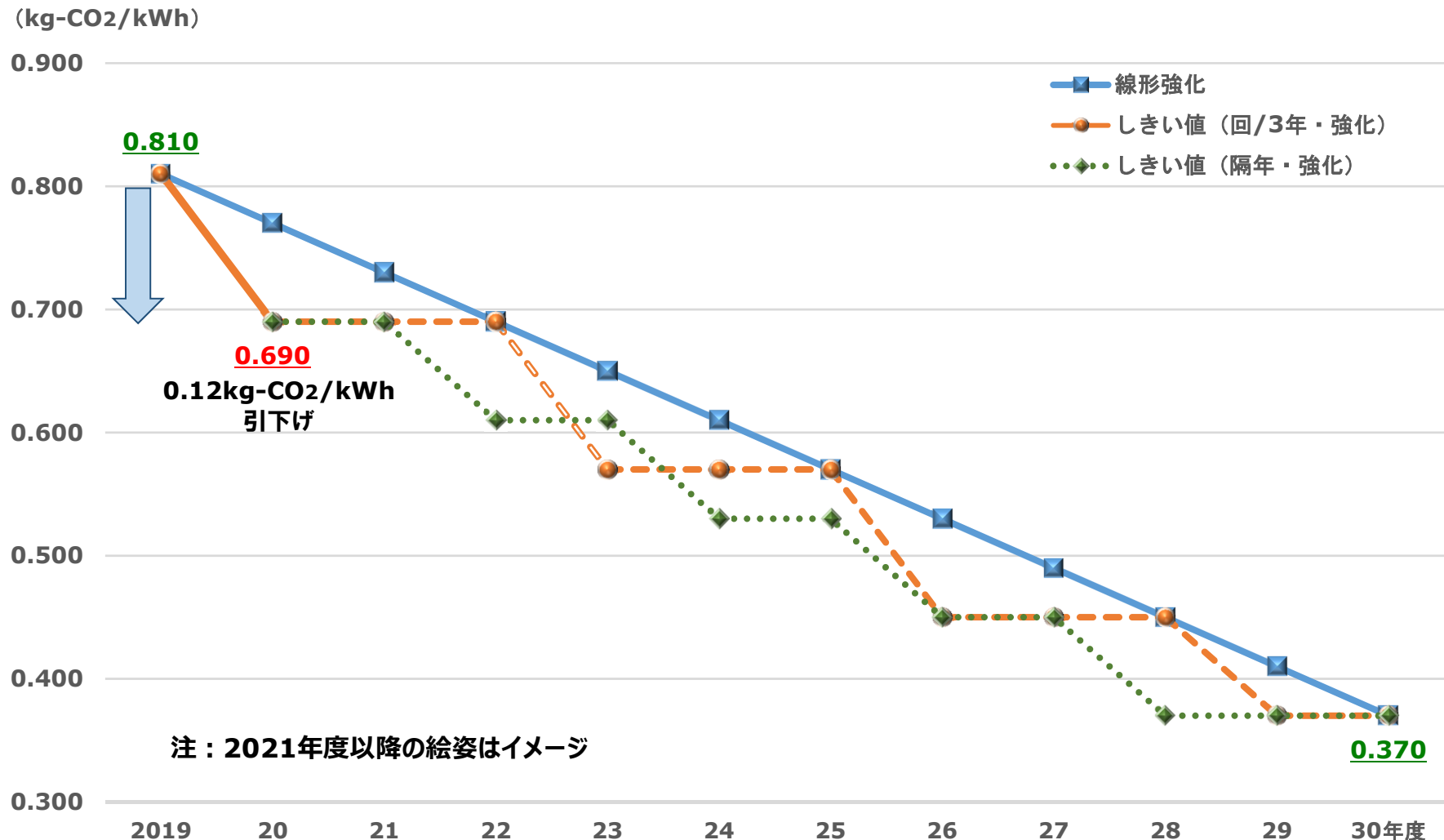
- ① 排出係数しきい値は現行から大きく引下げ、**0.69kg-CO<sub>2</sub>/kWh**としてどうか
- ② 加点項目については引続き小売電気事業者に対する調査を実施し、意見・情報等を収集・整理するとともに、関連制度等の進捗を踏まえ、検討を進めてはどうか
- ③ 調達電力の再エネ比率を高める取組については**国等における再エネ電気の調達実績**を中心に、**小売電気事業者及び調達者双方の先進事例等の収集及び提供を実施**してはどうか
- ④ 総合評価落札方式の導入可能性に係る検討については**公開情報とともに、必要に応じて追加的に情報を収集**してはどうか

### 2. 環境配慮契約未実施機関の情報公開に向けた準備（公表内容の整理等）

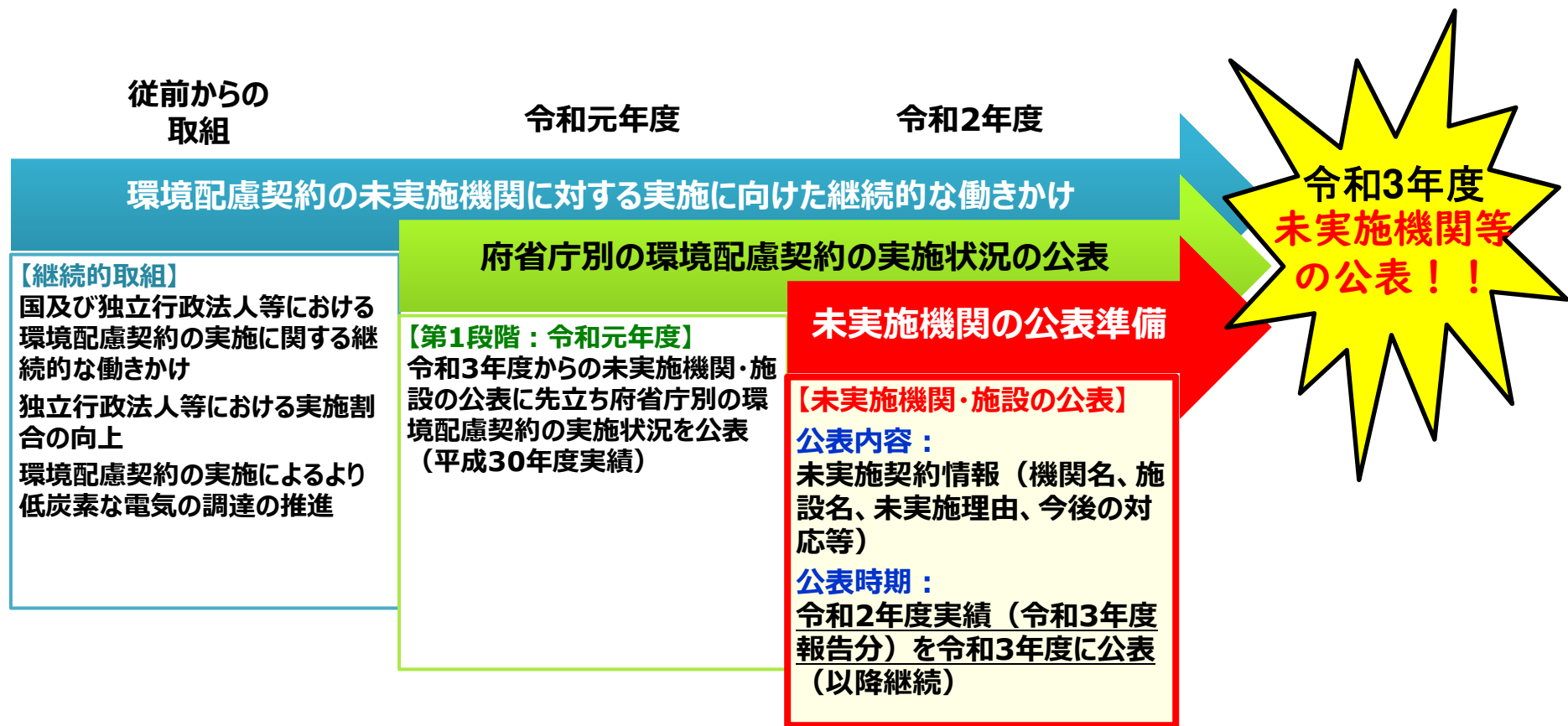
### 3. 非FIT非化石証書の評価は関連制度の改定等を踏まえ、適切に対応していくこととしてはどうか

## 【参考】排出係数しきい値の引下げのイメージ

- 前述のとおり、令和2年度の排出係数しきい値**0.810kg-CO<sub>2</sub>/kWh**から**0.12kg-CO<sub>2</sub>/kWh**程度（3年分）を引下げた場合：**0.690kg-CO<sub>2</sub>/kWh**



## 2. 環境配慮契約の未実施機関・施設の公表



令和2年度における環境配慮契約未実施機関・施設の公表内容（イメージ）

施設名	所管省庁	住所	契約電力量 (千kWh)	未実施理由	今後の見通し
〇〇〇	〇〇省	東京都〇区××・・	45,300	安定供給の懸念	時期を検討中
◇◇◇	◇◇庁	北海道◇市△△・・	61,000	長期契約中のため	次年度から実施
：	：	：	：	：	：

### 3. 非化石価値取引市場から調達した非FIT非化石証書の評価

- 非FIT非化石証書の調整後排出係数への反映は、令和2年度排出係数（環境配慮契約法基本方針においては原則、令和4年度分の契約時）から可能となっている

#### 令和3年度においては以下の作業を実施してはどうか

- 令和4年度からの契約に反映すべく、令和3年度環境配慮契約法基本方針等における配点例については、「総合資源エネルギー調査会」「温対法に基づく事業者別排出係数の算定方法等に係る検討会」等における制度設計、議論を踏まえて、非FIT非化石証書での排出係数等の調整も可能とする方向で適切に対応
- 配点例の作成においては、上記制度設計等を踏まえ再エネ指定の非FIT非化石証書のうち評価すべき対象電源等についても考慮

# I. 電気の供給を受ける契約

## 今後の検討概要（案）

- 令和3年度は温対計画や政府実行計画等、多くの関連制度の改定等が予定されており、次回の基準改定はそれらの内容を踏まえ、適切に対応する必要がある。



電気の供給を受ける契約については、関連制度の検討の進捗状況やその内容等を踏まえ、次年度は必要に応じての専門委員会の参集要否検討を含めて、本検討会で引続きご議論いただくこととしてはどうか



## II. 自動車の購入等に係る契約

### 令和2年度の検討事項

#### ■ 次世代自動車への対応方向性の検討

- 政府公用車について次世代自動車への本格切替を想定し、次世代自動車への対応方向性に係る検討
- 次世代自動車の市場への供給状況等を踏まえた検討

#### ■ 2030年度のトップランナー基準（乗用車）への対応方向性の検討

- 現行の車両重量区分（ステップ）をベースとした総合評価落札方式（燃費基準値及び燃費目標値）の考え方から2030年度を目標年度とした新たな燃費基準（ステップレス）への対応に係る検討

今年度は事業者ヒアリングを実施

### 今後の検討概要

#### ■ 次世代自動車への対応方向性の検討

- 今年度のグリーン購入法の基本方針改定で、乗用車については最低でも次世代自動車の調達を義務化するとともに、可能な限り電動車等の調達が推奨される予定
- その内容に基づき、次世代自動車の導入促進に向けた対応について対象車種の考え方等を解説資料に反映することとしてはどうか

#### ■ 新たなトップランナー基準に対応した環境配慮契約の検討

- 新たな環境配慮契約の評価方法等について、現行の総合評価落札方式における車両重量区分を基本とした環境性能の評価方法との整合性を確保する形で、令和4年度からの実施を目指して検討を進めることとしてはどうか

## 参考：令和2年度グリーン購入法基本方針改正案

自動車の種類	判断の基準（案）		燃費基準値 【令和3年度は現状据え置き】
	基準値 1	基準値 2	
乗用車	電動車等	次世代自動車	○現行の基準（令和2（2020）年度基準）
小型バス	次世代自動車	次世代自動車又は一定の燃費性能及び排出ガス性能（ガソリン及びLPガス）を満たす車両	○現行の基準（平成27（2015）年度基準）
小型貨物車	次世代自動車		○現行の基準（平成27（2015）年度基準）（LPG2010年度）
重量車 バス等 トラック等 トラクタ	次世代自動車		○現行の基準（平成27（2015）年度基準）
特種用途車	（次世代自動車）	—	○用途上からグリーン購入法の適用外になると想定

注：内燃機関を有する次世代自動車のうち、乗用車については一定の燃費性能及び排出ガス性能を別途求めることとしており、令和3年度については、現行の判断の基準に据え置く。

備考（抜粋）

- 「電動車等」とは、電気自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車及び水素自動車をいう。
- 「次世代自動車」とは、電動車等、天然ガス自動車及びクリーンディーゼル自動車をいう。

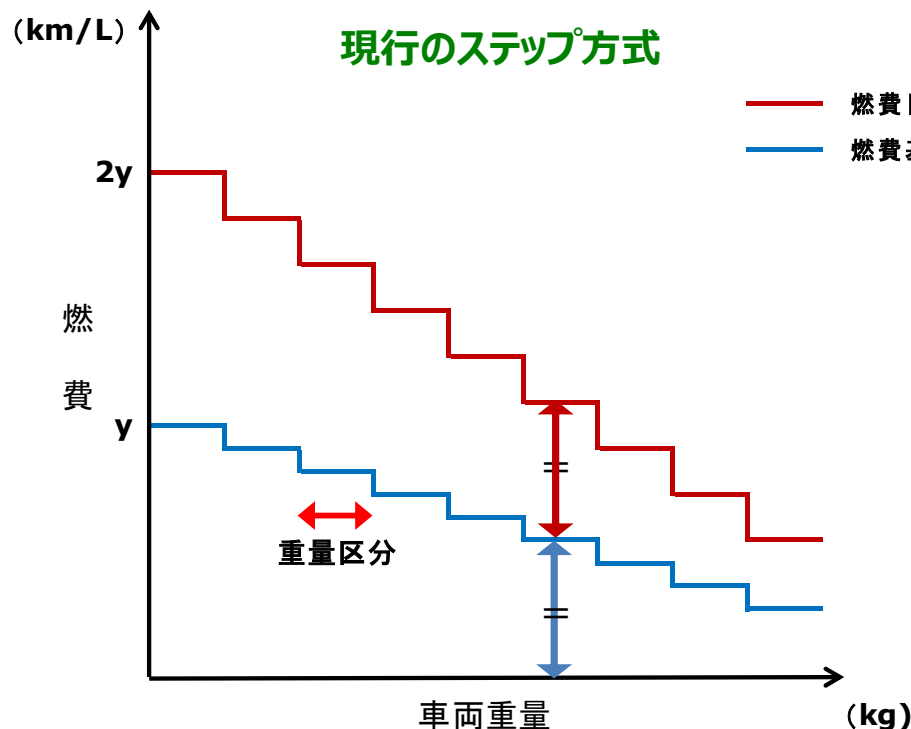
環境配慮契約法においても、解説資料を次世代自動車を前提とした内容に改定し、より環境性能の高い車両への切替を促進することとしてはどうか

# 新たなトップランナー基準に対応した環境配慮契約の検討

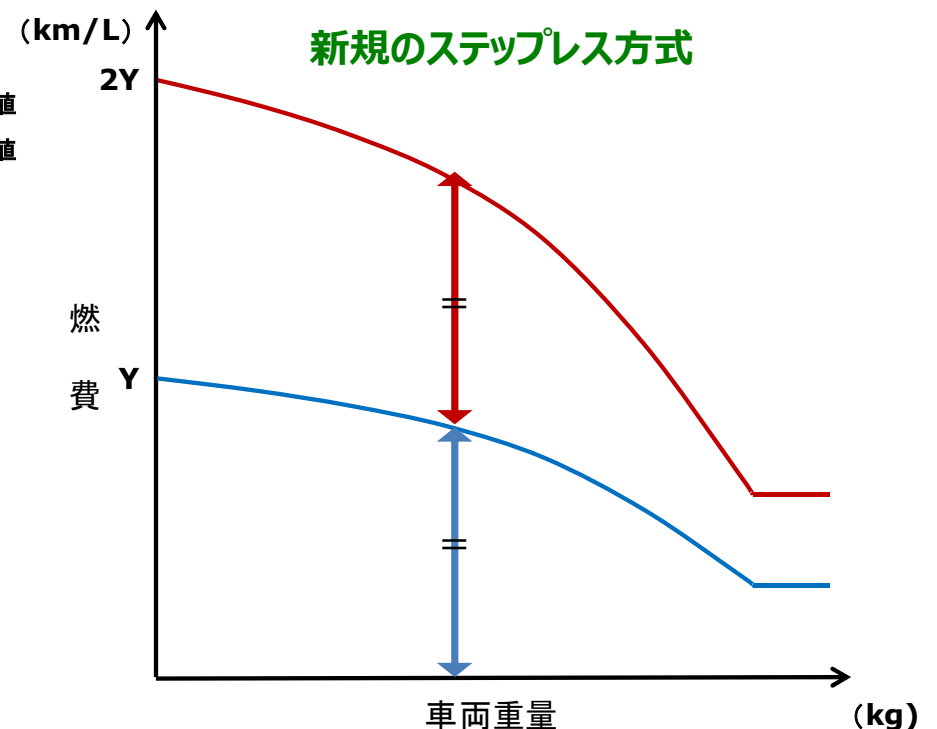
## ■ 乗用車の燃費基準値の見直しに係る検討

- ➔ 2030年度を目標とする最新の乗用車のトップランナー基準については、これまでの車両重量単位での評価から、ステップレスの評価に変更

**現行の総合評価落札方式の考え方を変更しない前提**でステップレス評価への移行を次年度より検討することとしてはどうか



車両重量区分ごとの燃費目標値の考え方



ステップレス方式の燃費目標値の考え方 (案)

## Ⅲ. 建築物に係る契約

### 令和2年度の検討事項

- **建築物の維持管理に係る契約の締結実績の把握・分析等**
  - 建築物の維持管理に係る契約の締結実績による施設の特性（地域、用途、規模、管理形態等）に応じた契約内容等の把握
  - 省エネ・省CO<sub>2</sub>等の環境配慮契約の効果を評価するための情報収集等
- **建築物に係る契約（設計、維持管理及びESCO）の連携に関する検討**
  - 令和3年度における3契約類型合同の専門委員会の設置に向けた準備等

### 今後の検討概要（案）

- **建築物の維持管理に係る契約の締結実績の把握・分析等**
  - 建築物の維持管理に係る契約において有効な事例、参考となる事例等の把握・整理
  - 契約方式（最低価格落札方式、総合評価落札方式、随意契約等）に応じた入札参加要件や評価項目・評価方法等に係る事例の整理等
  - 省エネルギー診断結果、BEMSデータ、ICT技術の活用可能性に関する情報収集等
  - 建築物の基本的な属性別（目的・用途、規模・面積等）のベンチマークとして活用可能な指標の検討及び基本的な原単位の算定
- **建築物に係る契約（設計、維持管理及びESCO）の連携に関する検討**
  - 発注者向けの省エネ・省CO<sub>2</sub>に係る評価項目、対策等のメニュー化
  - 建築物の維持管理に関連する各種情報の収集及び活用を想定した情報収集・整理

次年度より建築物専門委員会を設置し、ご議論いただくこととしてはどうか

## IV. 産業廃棄物の処理に係る契約

### 令和2年度の検討事項

#### ■ 優良産廃処理業者認定制度の優良認定基準の検討

- ➔ 裾切り方式の評価項目として採用している優良産廃処理業者認定制度の優良認定基準の見直しが行われ、令和2年10月から施行



### 令和2年度の検討概要

#### ■ 優良認定基準の見直しの裾切り方式への反映

- ➔ 優良産廃処理業者認定制度の優良認定基準の見直しを踏まえ、産業廃棄物の処理に係る環境配慮契約（裾切り方式）の評価基準の強化及び優良認定業者を優遇する方向で運用方法を改定してはどうか

（詳細は環境配慮契約法基本方針解説資料改定案を参照）

# 環境配慮契約法基本方針検討会中期スケジュール（案）

契約類型	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和12年度（2030年 年度）までの予定	
電力供給		排出係数しきい値導入	排出係数しきい値引下げ実施	更なる排出係数しきい値引下げ実施		<p>・排出係数に影響する他制度の状況を踏まえつつ、<b>専門委設置及びしきい値の更新</b>及び総合評価落札方式の制度化検討・調整（例）<b>専門委を必要に応じ設置</b></p> <p>・しきい値を除く<b>裾切り方式の配点例</b>については専門委の設置・非設置にかかわらず、<b>事務局にて毎年適切に設定</b></p>	
	排出係数しきい値の方針検討	排出係数しきい値の引下げ検討	未実施機関の公表開始（令和2年度分～）				
	オプション加点項目の見直し検討	加点項目の整理及び見直し検討			専門委員会での更なる排出係数しきい値の引下げ等検討		
	専門委員会設置	専門委員会設置	専門委員会設置検討				
建築物 (設計、ESCO、維持管理)	維持管理契約導入	契約実績調査		令和3年度検討結果を反映、実施		検討内容等必要に応じ専門委を設置	
		設計・維持管理・改修が連動した仕組みの検討		実施状況等を踏まえ必要に応じ検討			
		専門委員会設置	専門委員会設置検討	専門委員会設置検討			
自動車購入及び賃貸借		次世代自動車等への対応の検討	令和2年度検討結果を反映、実施			検討内容等必要に応じ専門委を設置	
			トップランナー基準や市場動向により必要に応じ検討				
			専門委員会設置検討	専門委員会設置検討	専門委員会設置検討		
船舶、産業廃棄物処理		その他関係法令見直しに伴う対応検討	令和2年度検討結果を反映、実施			検討内容等必要に応じ専門委を設置	
			他の基準や市場動向により必要に応じ検討				
			専門委員会設置検討	専門委員会設置検討	専門委員会設置検討		

凡例： 実施項目 検討内容 専門委員会設置 専門委員会設置検討

※ 専門委員会の開催の要否及び検討内容等については基本方針検討会において決定